

臨時国会召集要求書

現在、我が国は重大な課題が山積している。国民の生活に直結する物価高の対策、世界で一番感染者が多い新型コロナウイルスの第七波への対応、国論を二分している安倍元総理の国葬問題、旧統一教会に関する大臣や自民党議員の関与、我が国周辺の安全保障、各地で頻発する豪雨災害をはじめ、国会で議論をしなければならぬ課題は、ここに列挙しきれない。

これらの諸課題に対応するために、八月三日に召集される臨時国会は十分な会期をとるべきであると、七月二十五日に野党の国対委員長間で確認をし、翌二十六日に与党に対して大幅な会期を求めた。然るに、政府与党は野党の求めを受け入れず、必要に応じて適切な時期に閉会中審査を行うとして、三日間の会期を提示して八月五日に国会を閉じた。

ところが、岸田総理は、国会が閉じた直後に内閣改造を表明し、八月十日に新閣僚を発表した。これは、公党間の約束を破る騙し討ちとしか言いようがない暴挙である。国会が閉じる前に内閣改造を発表すれば、野党から国会の会期延長を求められることを危惧して、国会が閉じるまで内閣改造を隠蔽したと断じざるを得ない。

今回の内閣改造で、十九名の閣僚のうち十四名も入れ替わった。新たな内閣と大臣に、行政の執行を白紙委任することはできず、当然、国民の負託を受けている立法府としては、早急に総理や閣僚の所信を聴取し、それに対する質疑を行わなければならない。しかし、岸田総理は秋まで国会を開かないと報道されている。内閣と国会は、長い夏休みをとっている場合ではない。ただちに、国権の最高機関である国会を召集し、政府は法案や予算を提出するとともに、あらゆる疑惑について説明責任を果たさなくてはならない。議員も行政を厳しく監視しつつ、真摯に議論を尽くして必要な予算や法律を成立させなければならない。そのためには、早期の国会召集が必要である。

よってここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、有志の会及び社会民主党は、衆議院議員百二十六名の連名により、早急に臨時国会を召集するよう強く求める。憲法第五十三条には「いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」と明記されている。召集時期に触れていないとはいえず、「内閣には合理的期間内に召集する法的義務がある」との判決もある。さらに、国会を開かずの様々な問題を放置し続けることは、内閣の重大な不作為であり、国民の生活を蔑ろにし、国益を損ねることに他ならない。これらのことを重く受け止め、岸田内閣は、国民のため一刻も早く国会を召集するよう早急に対応を取らねばならない。

令和四年八月十八日

馬淵澄夫外百二十五名

代表者

馬淵 澄夫 

古川 元久 

穀田 恵二 

たがや 亮 

福島 伸亨 

新垣 邦男 

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

大石あきこ	緒方林太郎	赤嶺政賢 田村貴昭	前原誠司	浅野哲 田中健	渡辺周	吉田統彦	山田勝彦	森山浩行	松木けんこう	福田昭夫	野田佳彦	中島克仁	堤かなめ	白石洋一	重徳和彦	近藤和也	源馬謙太郎	神谷裕	岡本あき子	大串博志	おおつき紅葉	泉健太	荒井優	馬淵澄夫
櫛渕万里	吉良州司	笠井亮 高橋千鶴子		岸本周平 玉木雄一郎	渡辺創	吉田はるみ	山井和則	谷田川元	松原隆仁	藤岡隆雄	野間健	中谷一馬	手塚仁雄	末次精一	階猛	近藤昭一	小宮山泰子	菅直人	奥野総一郎	大島敦	小川淳也	稲富修二	新垣邦男	安住淳
たがや亮	北神圭朗	榎田恵二 宮本岳志	長友慎治	齋藤アレックス 西岡秀子		米山隆一	柚木道義	山岡達丸	道下大樹	太場栄志	馬場雄基	中村喜四郎	寺田義規	末松原豪	篠原治	佐藤公弘	小山展崇	城井貴之	落合健介	大西慎司	小熊慎司	梅谷信彦	井坂信彦	阿部知子
	仁木博文	志位和夫 宮本徹		鈴木敦 西岡秀子		笠浩史	湯原俊二	山岸一貴	緑川貴士	本庄知史	原口一博	長妻昭	徳永久志	鈴木庸介	篠原孝	坂本祐輔	後藤真紀子	菊田真紀子	金子恵美	逢坂誠二	小沢一郎	江田憲司	伊藤俊輔	青柳陽一郎
	福島伸享	塩川鉄也 本村伸子		鈴木義弘 古川元久		早稲田ゆき	吉川元誠	山崎俊和	森田義夫	牧野豊	伴野美	西村智奈美	中川正春	田嶋みづ	下条みつ	櫻井周	神津たけし	玄葉光一郎	鎌田さゆり	岡田克也	大河原まさこ	枝野幸男	石川香織	青山大人